

附属機関の名称

燕市行政不服審査会

設置の目的

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 4 項の規定に基づき設置し、審査請求があった場合に審査庁の諮問に応じて審査審議を行う。

所掌事務

行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

委員構成

審査会は、委員 5 人以内で組織する。

任期

2 年（令和 4 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日）

委員名簿

令和 4 年 6 月 1 日現在

委員	今本 啓介	新潟大学法学部教授
委員	廣田 貴子	弁護士
委員	亀山 克司	司法書士
委員	仲村 厚子	行政書士
委員	高井 小文	税理士

(順不同、敬称略)